

令和3年10月18日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 山本 晃正 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、

電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金専門部会

部会長 石塚 孔信

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月24日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 石塚 孔信 志賀 玲子 原田 いづみ

労働者代表委員 下小園 祐一 西畑 浩文 三浦 辰男

使用者代表委員 田代 充明 鳥原 康 濱上 剛一郎

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

鹿児島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 842円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり